

【ご注意ください】納付書による電気工事業の許認可関係手数料の支払いについて

納付書の右下部分の表示により、自分の手続(新規登録、更新登録、変更・承継届、みなし登録証明書など)のものかどうかを十分に確認した上で手数料を支払い後、右端の「納税証明書<納付済証>」を切り取り、申請書の裏面に貼り付けて提出ください。

使用できる期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

本人用の控え
(左側)

提出用
(右端)

52 令和4年度 領収済通知書 分類区分 04

加入者名 鳥取県 口座番号 01480-0-960080 金額 12,000円

納付書の右下部分の表示で正しい手続のものか十分に確認

530148096008000000012000 33300000

97002200005362

納入者氏名 登録電気事業者
所属 100500000 洋
摘要 令和4年度
個別システム区分 00

CVS 収納用
91929182-77800
230331-0-012000-3

金融機関の窓口・コンビニエンスストアのレジにそのまま出して現金で支払い(申請者の記入部分なし)

納付書

加入者名 登録電気事業者 更新登録申請者
所属名 消防防災課
納入期限 令和5年3月31日
令和4年度 登録電気事業者更新登録申請手数料(4連式)

領収証書

付番号 00220000536201000000
付書番号 5362
金額 12,000円

納入者氏名 登録電気事業者 更新登録申請者
所属名 消防防災課
納入期限 令和5年3月31日
令和4年度 登録電気事業者更新登録申請手数料(4連式)

領収日付印

金融機関又はコンビニ店舗保管

【注意】このラインは切れ込みが入っていないので、ハサミなどで切り取る

② 領収印があることを確認

納税証明書<納付済証>

納付書番号	5362
金額	12,000円
所属名	消防防災課
摘要	令和4年度 登録電気事業者更新登録申請手数料(4連式) 令和4年度

※鳥取県提出用です。
※再発行はできませんので紛失しないよう大切に保管してください。

領収日付印

納付者保管

納付書での手数料支払と申請の方法

- ① 納付書の右下部分の表示で正しい手続のものであると確認の上、裏面に記載の金融機関の窓口・コンビニエンスストアのレジに納付書を提示し、現金で手数料を支払ってください。(金額、手数料名などは印刷済みですので、申請者が記入する部分はありません。)
 - ② 受け取った控えの「領収日付印」欄に領収印があることを確認ください。
(領収印がない場合は、窓口・レジの方に領収印を求めてください。領収印がないものは申請用に使用できません。)
 - ③ 右端の「納税証明書<納付済証>」をハサミなどで切り取って申請書の裏面に貼り付け、鳥取県消防防災課保安担当に提出ください。(誤って左側の「領収証書」を貼り付けた場合、証書はお返しできません。)
- ※令和5年4月1日以降は使用できません。紛失、汚損を含め、新しい納付書が必要なときは、裏面をご覧ください。

③ 右端の「納税証明書<納付済証>」を切り取って申請書・届出書に貼り付け

電気工事業許認可用の納付書を入手するには

納付書は下記の設置場所で入手ください。(次の場合で新しい納付書が必要なときも同様)

○納付書をなくしたとき ○納付書が汚れたり破れたとき ○納付書の使用期限が過ぎたとき

※遠方にお住まいなどのご事情により県からの郵送を希望する場合

県ホームページ「電気工事業の申請・届出」から「納付書送付依頼書」をダウンロードして所定事項を記入し、県消防防災課にファクシミリ・メール送信ください。【問合せ先】鳥取県消防防災課 電話0857-26-7063

	入手先	所在地	電話番号
①	鳥取県電気工事業工業組合 鳥取支部	鳥取市田島648 タナカビル1階	(0857) 26-1569
②	鳥取県電気工事業工業組合 倉吉支部	倉吉市駄経寺町2丁目60-4	(0858) 23-1436
③	鳥取県電気工事業工業組合 米子支部	米子市旗ヶ崎2120	(0859) 22-7014
④	鳥取県消防防災課 保安担当	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎3階	(0857) 26-7063